（別紙５）

リスク分担・費用負担表

区分	統合項目	内　容	発注者（市）	受注者（指定管理者）
経費負担	人件費･管理運営費等	・給与（直接・間接人件費）・報償費 ・管理運営、職員研修等に関する経費 ・事業報告書作成費、事業計画に関する経費 ・郵便料	－	○
	光熱水費	・公共料金（電気料・上下水道料・NHK・電話料）	○ （R11-12 年に限る）	○
	維持管理･消耗品費等	・施設の維持管理・修繕料、広報費、清掃用備品等 ・備品修繕費（パソコン維持管理等含む ※１） ・消耗品費（救急物品、清掃用消耗品等 ※２） ・損害賠償保険・傷害補償保険	○ （50 万円以上に限る）	○
外部要因･制度変更	物価･金利の変動	・人件費、物品費等の物価変動、金利変動に伴う経費の増（※急激な変動は協議）	協議	協議
	法令･税制度の変更	・管理運営に直接影響を及ぼす法令制定・変更、新税創設等 ・上記以外の一般的な法令制定・変更、税制変更等	○ －	－ ○

区分	統合項目	内　容	発注者（市）	受注者（指定管理者）
行政・計画変更	政治・行政的理由	・政治的・行政的理由による業務継続支障や業務内容変更に伴う増加経費	○	－
	計画変更・自主事業	・市の指示以外の要因による事業計画書等の変更 ・指定管理者の自主事業に関すること	－	○
不可抗力・書類誤り	不可抗力・資金調達	・天災等不可抗力に伴う増加経費・履行不能 ・市からの経費支払遅延によって生じたもの ・指定管理者からの支払遅延によって生じたもの	○ ○ －	－ － ○
	書類等の誤り	・仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの ・事業計画書等指定管理者が作成した書類の誤りによるもの	○ －	－ ○
施設損傷・事故賠償	施設・設備・備品の損傷	・指定管理者の故意・重大な過失によるもの ・経年劣化、特定できない第三者行為（1 件 50 万円以上） ・経年劣化、特定できない第三者行為（1 件 50 万円未満）	－ ○ －	○ － ○
	第三者への賠償	・市の帰責事由による損害 ・指定管理者の帰責事由による損害（注意義務違反等） ・上記以外の理由	○ － 協議	－ ○ 協議
	住民対	・住民・利用者からの苦情、反対、要	－	○

区分	統合項目	内　容	発注者（市）	受注者（指定管理者）
	応・情報保護	望等の対応 ・指定管理者の管理不備・個人情報管理に関する損害（情報漏洩等） ・上記以外の事象	－ 協議	○ 協議
契約不履行・その他	事業終了・債務不履行	・指定期間満了・取消時の撤収費用、債務不履行による事業放棄・破綻等 ・運営が募集要項・協定書の水準に満たない場合（要求水準未達） ・業務の一部を第三者に実施させた場合に関するもの	ー	○

＊本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、決定します。